

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	5	事業名	環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業		事業番号	(3)-23-5
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(30,025 千円) 33,861 千円	全体事業費		(30,025 千円) 33,861 千円	
帰還環境整備に関する目標						
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じることが目標とする。（川俣町復興計画）						
事業概要						
川俣町の除染計画に基づく放射性廃棄物の仮置場は現在 22 箇所に設置されているが、生活環境に近い近隣住民からは不安の声が上がっており、仮置場周辺の生活環境の安全・安心を担保するため環境モニタリングポストを導入している。 本事業は、当該モニタリングポストで測定したデータの一元的管理及び保守・管理業務を業者等に委託して行うものである。						
当面の事業概要						
<令和 4 年度> 業者等に委託して、環境モニタリングポストで計測した測定データについて、町役場のサーバーに定期的に伝送し、測定データを蓄積・保守するとともに、町役場のホームページ上で客観的データを提供する。 また、環境モニタリングポストの保守・管理についても、業者等に委託して行う。（合計 22 台） ①保守・校正費 （定期メンテナンス・検出器準校正・Docomo3G 回線年間利用料・ハードウェアセンドバック保守） ②線量マップ維持管理費 （データセンター利用料・放射線量マップシステム利用料） <令和 5 年度> 同様の環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業を実施予定。						
地域の帰還環境整備との関係						
地域の帰還環境整備に必要な、放射線に関する住民の不安の解消を図るために、必須の事業である。						
関連する事業の概要						
モニタリング事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業		事業番号	(3)-23-3
交付団体			川俣町	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費			(101, 278 千円) 109, 768 千円	全体事業費	(101, 278 千円) 109, 768 千円	

帰還環境整備に関する目標

被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じることが目標とする。（川俣町復興計画）

事業概要

避難指示解除後も、山木屋地区住民の原発事故に伴う放射線による健康への影響を把握するため、また、町民が安心して生活するため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。（復興計画に掲載）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<令和 4 年度>

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。

検査対象は、1 歳 6 か月以上の、山木屋地区住民と避難区域 13 市町村に指定されている川俣町民とする。

（内訳）

① 内部被ばく検査委託料	7,515,200 円	
② 内部被ばく検査機器点検委託料	517,000 円	
ホールボディカウンター点検		396,000 円
GM 管サーベイメーター校正		121,000 円
③ 消耗品費	47,064 円	
内部被ばく検査受検票印刷用紙代、お知らせ用紙代、はがき代	32,324 円	
コピー料金（受検票印刷）	14,080 円	
④ 役務費	411,100 円	
内部被ばく検査受検票郵便料	379,600 円	
内部被ばく検査未検者通知郵便料	31,500 円	
合計	①+②+③+④=8,489,704 円	

<令和 4 年度>

次年度も実施予定

地域の帰還環境整備との関係

個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じて、住民の安全・安心を図るものである。

関連する事業の概要

ガラスバッジによる外部被ばく線量測定事業、食品の放射能検査事業、水道水の放射性物質検査、モニタリングポスト放射線量測定事業、放射線健康不安に関する車座集会、個人線量計校正事業、個人積算線量計管理業務委託事業等と併せて、放射線による健康不安の軽減と、将来にわたる健康管理をしていく。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	放射線モニタリング業務委託事業		事業番号	(3)-23-9
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(378,323 千円) 424,937 千円	全体事業費		(378,323 千円) 424,937 千円	

帰還環境整備に関する目標	
避難区域（山木屋地区）住民をはじめとして住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について専門家の知見に基づき対策を講じる必要があり、長期にわたる健康影響調査、測定機器の貸し出し、地域保有の機器の保守、避難区域からの避難者の積算線量の管理（外部被ばく関連）や流通品以外の自家用農産物等の食品検査（内部被ばく）を通して住民の食への不安の払拭などのケアや情報提供を含めた総合的な対策を講じることを目標とする。（川俣町復興計画）	
事業概要	
1. 自家消費農産物等の食品検査 川俣町内全 6 箇所（5 箇所+春日診療所）に設置する放射能検査所において検査、及び川俣町役場庁内において機器の貸出・日常管理、情報管理、放射線不安に係る案内・広報関連業務を委託する。	
2. 空間線量測定機器の保守・校正 町保有の住民貸出用の空間線量計（海外から寄贈されたもの）、計 29 台について、校正を実施。	
3. 空間線量測定状況・食品検査情報の周知 「モニタリングポスト関連事業」の測定結果や上記 1 の検査結果、除染の状況、リスクコミュニケーション（放射線健康関連等）状況等を町広報紙とは別個に作成し、住民に放射線量情報、検査情報を提供（月 1 回）する。また、各地区公民館等に情報をまとめた冊子（データベース化）を設置し、広く情報を提供する。	
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください	
当面の事業概要	
＜令和 4 年度＞ 令和 4 年度運営費 放射性物質食品検査、放射線モニタリング管理業務 ・ 需要費（消耗品費、印刷製本費、電気料） ・ 委託料（食品検査業務委託、検査機関への委託、空間線量計校正業務委託、報告書作成委託、食品検査測定機器校正費） ・ 賃借料（検査機器賃借） ※賃借機器以外の測定機器の維持管理については、町備品であるため、町が実施する。 ※既存の破壊式検査機器は、Ge 半導体式、CsI(Tl) 式、LaBr3(Ce) 式の検査機器のみ運用する。 ※電気使用料については、町が実施する。	
＜令和 5 年度＞ 令和 4 年度と同様とする。	
地域の帰還環境整備との関係	
復興計画基本方針にある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を図るため、本事業にて放射能不安の軽減・払拭を図り、避難指示区域の住民の方々の帰還に向けての活動を支援するため、個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じ、併せて自家用農産物の栽培等を促進し、地域の再生を加速化させる。	
関連する事業の概要	
環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業、ホールボディーカウンター事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	35	事業名	環境モニタリングポスト撤去事業		事業番号	(3) - 22 - 2
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(511 千円) 1,022 千円	全体事業費		(511 千円) 1,022 千円	
帰還環境整備に関する目標						
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。						
事業概要						
川俣町の除染計画に基づき放射性廃棄物の仮置場を 22 か所に設置しているが、設置の際、生活環境に近い近隣住民からは不安の声が上がったため、仮置場周辺の生活環境の安全・安心を担保するため環境モニタリングポストを導入している。このうち、平成 27 年度に福島再生加速化交付金（帰還環境整備）を活用して 4 仮置場に設置した環境モニタリングポストについて、除染廃棄物が搬出された仮置場の原状回復に併せて撤去・処分する。						
当面の事業概要						
<令和 3 年度> 原状回復を行う仮置場のモニタリングポストを撤去・処分する。 （飯坂第 4 仮置場、小綱木第 2 仮置場 B） <令和 4 年度> 原状回復を行う仮置場のモニタリングポストを撤去・処分する。 （飯坂第 5 仮置場、福沢第 2 仮置場）						
地域の帰還環境整備との関係						
地域の帰還環境整備に必要な放射線に関する不安の解消を図るため、必須の事業として仮置場にモニタリングポストを設置しているが、原状回復を行う仮置場のモニタリングポストを撤去・処分する。						
関連する事業の概要						
環境モニタリングポストで計測した測定データについては、業者等に委託して町役場サーバーに定期的に伝送し、測定データを蓄積・保存するとともに、町役場のホームページ上で客観的データを提供する。 また環境モニタリングポストの保守・管理についても、業者等に委託して行うことで近隣住民、避難している住民の放射線に関する不安の解消を図る。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	移住・定住等に係る情報発信事業	事業番号	(7)-49-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(11,780 千円) 28,978 千円	全体事業費	(11,780 千円) 28,978 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するためには、子育て、教育、医療等の住みやすさや、原子力災害の影響により少子高齢化が進展している現状など、町の魅力・課題を町外に発信し、認知度向上を図る必要があることから、移住・定住に関する情報発信業務を委託する。 なお、令和 3 年度において、ポータルサイト制作が完了していることから、令和 4 年度以降は、ポータルサイトの運用及び更新、新しいコンテンツに係る情報収集・制作等を行う。 あわせて、移住希望者へ効果的に情報を伝えるため、SNS 等を活用した情報発信を行う。 また、国・県及び関係団体が主催する移住・定住フェアに参加し、PR を行う。 <u>(中期戦略 5 (1) ①シティプロモーション)</u>					
当面の事業概要					
<令和 4 年度（第 1 回）> 1 移住・定住ポータルサイトの運用 令和 4 年度においては、令和 3 年度に制作（11/30 運用開始）したポータルサイトの運用及び既存コンテンツの更新に加え、新しいコンテンツ（支援制度や住まい、求人情報、移住者情報など）の収集・制作に係る業務を委託する。 2 認知度アップに向けた情報発信 移住を促進し、町活性化につながる人材を確保するためには、移住希望者から本町が認知され、移住先として選ばれる必要があることから、本町の認知度アップやHPの閲覧回数の向上を目指し、ターゲットを絞った効果的な広告を行うため、SNS を活用した情報発信に係る業務を委託する。 3 移住・定住フェア参加によるPR 主に首都圏で開催（オンラインを含む）される移住・定住関連の各種フェア・イベントに参加し、町の魅力等のPRを行う。					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	37	事業名	移住・定住窓口のワンストップ化事業	事業番号	(7)-49-2
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(11,563 千円) 41,883 千円	全体事業費	(11,563 千円) 41,883 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、移住等に関する相談窓口の運営に係る事業を業務委託する。 なお、来年度以降においても引き続き、相談窓口の運営を業務委託する。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）					
当面の事業概要					
<令和 4 年度（第 1 回）> 令和 3 年度に引き続き、移住前から定住に至るあらゆる相談等にワンストップで対応する移住・定住相談窓口について、その運営業務を委託する。併せて、相談窓口に必要な事務所備品（コピー機、電話など）の調達についても業務委託の中で対応する。 なお、令和 3 年度において受け入れの仕組みづくりを行ったことから、令和 4 年度においては、移住希望者に対する本町の認知度向上に向けた SNS 等を活用した情報発信の強化を行うため、大幅な増加が見込まれる移住希望者からの問い合わせ等に対応できる窓口の体制強化を行う。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。 なお、当該相談窓口の場所については、相談に訪れる者の利便性や町職員との連携を考慮し、山木屋地区ではなく町役場近隣を選定している。					
関連する事業の概要					

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	地域おこし協力隊採用等事業	事業番号	(7)-49-3
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(8,969 千円) 17,272 千円	全体事業費	(8,969 千円) 17,272 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、地域おこし協力隊の採用活動、受入に係る調整等、受入後の教育及びフォローアップに係る業務を委託する。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）					
当面の事業概要					
<令和 4 年度（第 1 回）> 1 地域おこし協力隊採用活動 優秀な人材を獲得するため、ミッションや価値観への共感でマッチングする求人情報ウェブサイトを活用した採用情報発信、知識・経験のある民間事業者による丁寧な採用面接及び審査を業務委託する。 2 地域おこし協力隊受入 地域おこし協力隊の適性に合った受入先（ミッション：中期戦略 3（1）、（2）、（4））と受入地区（居住又は活動する地区）の調整を業務委託する。 また、受入地区において、地域おこし協力隊の活動趣旨、よそ者に対して暖かい目で見てあげてほしいなど、地区住民に対して丁寧な説明を行うことで理解を得るなど、受入環境の醸成に係る活動を業務委託する。 3 地域おこし協力隊教育・フォローアップ 地域おこし協力隊が早く生活に馴染みミッションに取り組めるよう、地元住民との付き合い方やミッション遂行のための教育のほか、日々の困りごとの相談などのフォローアップを業務委託する。					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	移住体験ツアー事業		事業番号	(7)-49-4
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(1,531 千円) 6,110 千円	全体事業費		(1,531 千円) 6,110 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、まずは、町の状況をよく知ってもらい、移住後の生活がイメージできるような、移住体験ツアー業務を委託する。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）						
当面の事業概要						
＜令和 4 年度（第 1 回）＞ 令和 3 年度に造成したメニューに基づき、令和 4 年度において移住体験ツアーの業務を委託する。 移住希望者向け体験ツアー 計 5 回（夏 1 回、秋 1 回、夏・秋・冬ワンセット 3 回） あわせて、施策の検討や磨き上げに活用するため、ツアー参加者はアンケートへの協力を必須とし、アンケート内容の設計、実施、分析に係る業務を委託する。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
関連する事業の概要						
特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	40	事業名	就農者確保の推進事業	事業番号	(7)-49-5
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町	
総交付対象事業費		(3,765 千円) 38,822 千円	全体事業費		(3,765 千円) 38,822 千円
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、就農者確保の推進事業として次の事業を実施する。 (1) 移住者及び二拠点居住者が農業を体験するための農地を借り、移住者向け体験農園を開設する。 (2) 川俣シャモ・トルコギキョウの町特産品（以下、「対象農産物」という。）の生産に関し、就農した移住支援金対象者に対して、移住促進のための更なる支援を行う。 (<u>中期戦略 5（1）③就農者確保の推進</u>)					
当面の事業概要					
＜令和 4 年度＞ (1) 移住希望者や二地域居住者に対し、栽培から収穫、販売に至る農業体験を提供することで、当町で就農することへの理解を深めることにより、就農及び移住に繋げるため、体験農園を整備し、その運営を業務委託する。 ・貸し農地区画数：30 区画 ・1 区画あたり面積：50 m² (2) 対象農産物の生産に関し、高齢化が進んでいる生産者の後継者不足を解消し、産地の将来とブランド価値の維持を図るため、対象農産物に関する就農をした移住支援金対象者に対して、 【申請時に満 49 歳以下の場合】 世帯の場合 最大 2,000 千円、単身の場合 最大 1,200 千円 【申請時に満 50 歳以上 65 歳未満の場合】 世帯の場合 最大 1,000 千円、単身の場合 最大 600 千円 の更なる支援を行う。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					

山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	育成のまちづくり事業	事業番号	(7)-49-6
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(6,030 千円) 9,937 千円	全体事業費	(6,030 千円) 9,937 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、次の事業を実施する。 ・移住者向けチャレンジショップを整備・開設する。 ・移住者の起業に向けた支援（事業計画作成、資金調達、補助金申請等）を行う。 ・職種に応じた専門家による支援（飲食、新商品開発、販路開拓等）を行う。 ・町重点課題に資する起業家（コミュニティビジネス、特産品活用）への移住支援金の上乗せを行う。 ・移住者と事業承継を望む事業者とのマッチング支援を行う。 ・重点支援産業の後継者への移住支援金の上乗せを行う。 ・起業希望者へ提供する空き家・空き店舗等情報を充実するための調査を行う。 (中期戦略 5 (1) ⑤育成のまちづくり)					
当面の事業概要					
<令和 4 年度（第 1 回）> 令和 3 年度において、「チャレンジショップの開設準備」や「専門家による技術指導体制の構築」を行い、本町で「特産品を活用した商品の開発や販売」などの起業を希望する移住者や二地域居住者を対象に、起業から営業開始・後まで、各段階に応じたきめ細やかな支援体制を構築したが、起業に必要な「空き店舗」や「空き工場」の空き家バンクへの登録が伸び悩んでいる（令和 3 年 4 月現在 18 件⇒令和 3 年 12 月現在 23 件）。このことから、令和 4 年度においては、空き家バンクへの登録意向のある物件を対象に、空き家バンクへの登録物件の充実に向けた調査（空き家バンクへの登録意向、登録にあたっての支障等）業務を委託する。					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	住居確保支援事業		事業番号	(7)-49-8
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(1,000 千円) 17,500 千円	全体事業費		(1,000 千円) 17,500 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するため、移住者の住まいを確保する必要があることから、移住支援金対象者が居住することを目的として空き家を取得する場合の空き家の改修等に係る経費の支援を行う。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策）						
当面の事業概要						
＜令和 4 年度＞ 移住支援金対象者が 5 年以上居住する目的で空き家バンクに登録されている空き家を購入することを要件とし、空き家の改修・片付けに係る経費について、以下の額（実費精算）を交付する。 【支援金の額】 対象工事等に要する経費の内、30 万円を超える経費について、250 万円を限度に交付する。 ただし、片付け費用のみを空き家改修等支援金の対象とする場合は、5 万円を超える経費について、50 万円を限度に交付する。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
関連する事業の概要						
特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	44	事業名	二地域居住支援事業		事業番号	(7)-49-9
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(1,000 千円) 5,000 千円	全体事業費		(1,000 千円) 5,000 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
事業概要						
上記目標を実現するに当たって必要となる人材を獲得するため、空き家を取得し二地域居住を行う者に対し、移住促進のための個人支援を行う。 <u>（中期戦略 3（1）、（2）、（4））</u>						
当面の事業概要						
＜令和 4 年度＞（令和 3 年度（第 2 回）より変更なし） 本町内で特産品に関する就農を行う人材や、空き店舗等において特産品を利用した商品の開発や販売を行う人材、自治会活動等、本町の課題解決に資する活動への参加を行う人材を獲得するため、空き家を取得し二地域居住を行う者に対し、世帯最大 1,000 千円、単身最大 600 千円の個人支援を行う。 なお、空き家の増加は町全体の課題である一方、利用可能な資源でもあり、利活用を通じて地域の住環境維持・荒廃抑制に資するものであることを踏まえ、空き家バンクに登録されている空き家の取得を要件とする。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。						
関連する事業の概要						
特になし						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	川俣町移住・定住推進委員会の設置・運営事業	事業番号	(7)-49-10
交付団体	川俣町		事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費	(1,208 千円) 3,557 千円		全体事業費	(1,208 千円) 3,557 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって、移住・定住施策を効果的に推進するためには、医療や福祉、子育て支援に加え、教育の充実などを総合的に推進することにより、町内外に対する本町の魅力を高め、移住希望者から移住先として選ばなければならない。このことから、全町的な推進体制の整備を目的とし、令和 3 年 4 月 1 日付けで副町長を本部長とする川俣町移住・定住推進本部を立ち上げたところである。更に移住・定住施策を効果的なものとするためには、移住者に加え、自治会や事業者などの受け入れ側、また、移住者受け入れの知見を持つ者の意見等を施策に反映させる必要があることから、これらの者を構成員とした川俣町移住・定住推進委員会を設置し、川俣町移住・定住推進本部への報告・提案等を行うことにより、移住・定住施策の推進を図る。 （中期戦略 5（1）⑦上記のほか共通施策（移住定住施策推進体制の検討））					
当面の事業概要					
<令和 4 年度（第 3 回）> 令和 3 年度に引き続き、川俣町職員以外の移住者の受け入れに係る知見を持つ者を構成員とした川俣町移住・定住推進委員会の運営業務を委託する。 令和 4 年度は、4 回の推進委員会を開催する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					

関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	47	事業名	移住お試し住宅の整備・管理運営事業	事業番号	(7)-49-11
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(0) 11,778 千円	全体事業費	(0) 11,778 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要となる人材を獲得するため、既存の二地域居住体験施設を改修し、移住お試し住宅に機能改善するとともに、移住お試し住宅の管理運営及び利用促進に向けた体験ツアーの造成・実施に係る業務を委託する。また、令和 3 年度に仕組みづくりを行い、令和 4 年度に開設する体験農園利用者を対象とする宿泊施設としても活用する。 <u>（中期戦略 3（1）、（2）、（4））</u>					
当面の事業概要					
＜令和 4 年度（第 1 回）＞ 1 移住お試し住宅の整備工事（既存の二地域居住体験施設の改修） 令和 4 年度に造成・開始する移住お試しツアーや体験農園等において、町が所有している既存の二地域居住体験施設を移住お試し住宅（宿泊施設）として利用するため、既存の二地域居住体験施設から移住お試し住宅への改修工事（外装、内装、空調設備、東屋など）を実施する。また、施設内に wi-fi を導入し、ワーケーションとして利用できる施設としての整備を実施する。 なお、既存二地域居住体験施設は、セカンドライフを楽しむようなシニア層をターゲットとし、二地域居住体験施設として利用してきた経緯があり、囲炉裏の整備やシックな壁紙を採用した。今般、中期戦略における新たなターゲットは、子育て世代の移住者であるため、子育て世代移住者向けの移住お試し住宅として、新たに整備する。このことから、子どもに危険な囲炉裏を使用しないこととし、壁紙を明るい色などに改修工事をする。 2 移住お試し住宅の運営業務 施設利用者向けの寝具をレンタルする。					

3 移住お試し住宅利用促進に向けた情報発信業務 施設案内に係るパンフレットを新たに作成する業務委託をする。なお、情報発信については、(7)-49-1 移住・定住に係る情報発信事業の中で総合的に行う。 4 移住お試し住宅利用促進に向けた移住お試しツアー造成・実施業務 施設利用者に対するツアーを造成し、月に1回（7月以降、計9回）開催する業務を委託する。ツアー内容として、施設利用者は1泊2日以上以上の宿泊を前提とし、1日目は、町内観光、移住・定住推進施策の説明及び先輩移住者（地元住民を含む）との懇談会、2日目以降については、事前に町が提供した観光資源の情報や体験メニューを基に、施設利用者が自由に町内を視察する行程を想定する。また、移住お試しツアー参加者は、ツアー参加後、参加者向けアンケートの提出をすることとし、移住・定住に関する情報が更新した場合、その都度その情報の提供をする。
地域の帰還・移住等環境整備との関係 山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。
関連する事業の概要 特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	移住者向け公営住宅整備事業	事業番号	(7)-49-12
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(0) 25,117 千円	全体事業費	(0) 25,117 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
本町は、原子力災害の影響により若者世代が流出し少子高齢化に拍車がかかっている。特に山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日に避難指示区域が解除され 4 年が経過したが、帰還率は 48.3%（令和 3 年 12 月 1 日現在）であり、既に頭打ちの状態と考えられる。また、高齢化率は 60%を超え超高齢化の地区となっている。 このような中、高齢化が顕著に進行している地区においては、地域住民のつながり希薄化、生活環境の維持等が懸念されるため、地区コミュニティを維持することや、地域産業の活性化を図っていくことなどが困難となっている。 このため、本町における新たな取組として、移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					
事業概要					
上記目標を実現するに当たって必要な人材等を獲得するためには、子育て、教育、医療等の住みやすさや、原子力災害の影響により少子高齢化が進展している現状など、町の魅力・課題を町外に発信し、認知度向上を図ったうえで、「雇用」と「住まい」を確保する必要がある。 少子高齢化を解消し、町が永続的に発展していくためには、若者層・子育て層の増加が重要であるが、若者層・子育て層は収入が低く、民間住宅の家賃は大きな負担となっており、比較的低廉な住宅、「公営住宅」は、若者層・子育て層の移住者の「住まい」の確保にとってはインセンティブとなりうる。 現在、町には、移住者も入居することができる公営住宅（壁沢住宅 2 号棟）があるものの、入居希望者のニーズとマッチしておらず、また、エレベーターも設置されていないため、高層階の空室が多くなっている。このことから、入居者のニーズに合わせ、かつ、高層階でも入居しやすくなるような改修を行い、若者層・子育て層から選ばれる住宅として改修することにより、移住者獲得の促進を目指す。 （中期戦略 5（1）⑦共通施策 移住者向け賃貸住宅の確保）					
当面の事業概要					
<令和 4 年度（第 1 回）> 1 移住者向け公営住宅の整備 既存の移住者向け公営住宅（壁沢住宅 2 号棟）のうち 4 室について、若者層・子育て層のニーズにマッチした改修を行う。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
山木屋地区をはじめとする高齢化が進んだ地区の活性化のためには、生活圏の一部として、これらの地区以外での経済・社会活動を通じ、同地区の復興・再生への寄与が期待されることから、町全体で移住人口や定住人口を増やしていくことで地区の活力を再生し、課題解決を図るものとする。					

関連する事業の概要
特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	45	事業名	中山工業団地拡充整備事業	事業番号	(6)-46-3
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(19,076 千円) 38,090 千円	全体事業費	(19,076 千円) 38,090 千円		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
川俣町民が継続して定住できる町へ復興するためには、町内の既存産業のさらなる発展や新規産業の積極的な誘致により雇用機会の創出を図り、避難指示により就業機会を失った山木屋地区住民をはじめとして、町外へ避難した住民の帰還・移住等、特に、山木屋地区への帰還・移住等を促進しなければならない。 このことから、町内に若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能な活力ある経済社会を構築することにより、山木屋地区を含む川俣町全体の復興を加速することが必要である。					
事業概要					
地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じるため、中山工業団地の敷地を拡張する。 中山工業団地の空き区画は、いずれも小規模な空き区画（0.1ha～0.4ha）であり、これまで企業誘致に努めてきたものの、平成 10 年 3 月の造成完了以降、継続して空き地状態であり、企業ニーズに合致していないと考えられる。 本事業では、これら小規模な空き区画について、より広い区画を求める企業ニーズに対応できるよう空き区画を統合・拡張し、約 2ha の区画とすることによって企業を誘致し、雇用機会の創出を促進するものである。 なお、復興庁が令和 2 年度に行った住民意向調査（対象：山木屋地区の世帯の代表者（515 世帯））によると、山木屋地区への帰還意向について、「まだ判断がつかない」と回答した者（7.4%）のうち、山木屋地区への帰還を判断するために必要なこととして、33.3%が「働く場の確保の見通し」と回答しており、本事業により働く場を創出することは、山木屋地区への帰還・移住等を促進することに寄与するものである。					
【川俣町復興計画（第 2 次）P34】					
(2) 商工業の振興					
既存の産業をさらに発展させるとともに、町の中心市街地活性化、新規産業の積極的な誘致による雇用の確保など、豊かで活力ある町へと復興を果たすための事業を行います。 <重点事業> ◎工業団地への企業誘致 新たな産業、雇用創出のため、企業誘致を強力に推進します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 4 年度>					
令和 3 年度に実施した測量調査をもとに、より広い区画を求める企業のニーズに対応できるよう、敷地の拡張を行うための造成設計を実施する。					

(事業費) 造成設計費 手続き等の委託業務料 <令和3年度> より広い区画を求める企業のニーズに対応できるよう、敷地の拡張を行うための造成準備事業に着手する。 (事業費) 測量費 地質調査費	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
避難指示解除後も若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能で活力ある経済社会を構築するため、地域産業の育成と既存産業の更なる発展にかかる基盤整備の措置を講じる。 中山工業団地は、平成10年3月に造成完了以降、複数の小規模区画が空き地状態である。本敷地を有効活用し、町内外の雇用の受け皿とするため、早期の整備が必要である。	
関連する事業の概要	
ふくしま産業復興投資促進特区制度による優遇措置（法人税、固定資産税等の課税の特例）と連携し、新規雇用創出を支援する。	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	